

# 日本帝国主義と△在日▽諸民族

—序論的考察—

松 沢 哲 成

## 一 問題の所在

在日本朝鮮労働総同盟は、一九二七年四月二〇日、第三回定期大会において採択した宣言のなかで、次のように述べている。<sup>(1)</sup>

「われわれの労働生活は日本の労働者に比べて全く特殊的な取扱いを受けている。民族的差別と虐待はわれわれの二重の桎梏である。

そしてわれわれの大多数は自由労働者である……。われわれの生活は決りきっている最低賃金である。日本の地域はわれわれにとって極悪の一大工場である。したがつてわれわれの身分は朝鮮民族という民族的資金奴隸である。これによってわれわれの意識は速かに反省し、また深化

する。換言すればわれらの意識は経済的、組合的世界觀に留まることに興味を感じることなく、常に政治的、権力的戦線へと闘争の目標を発見しようとしている。そしてその民族的、階級的心理は帝国主義に対する抗争を一層勇敢に主張する。またそうせざるを得ない。」

「……しかしわれわれが日本の運動に追随または援助することだけでわれわれの在日本朝鮮労働運動の機能と任務を決定することはできない。帝国主義植民地政治に対応する最近の朝鮮無産階級運動がその方向転換を絶叫し、経済的、部分的闘争から民族的、政治的闘争へ急激に進出しつつある。……この意識と条件で本総同盟大衆は朝鮮無産階級運動の有力な一部隊として同一な帝国主義統治下における抗争の対象を全体的に発見するようになった。われわれは日本の階級的、政治的戦線に積

極的に参加しないし合流せざるを得ないことを主張する。……

全朝鮮の民族的政治闘争の先発隊となろう!!

日本無産階級の政治戦線に積極的に参加しよう!!

極東弱小民族は団結せよ!!

万国のプロレタリアは団結せよ!!」

朝鮮民族にとっては、日本全体が一大工場すなわち大（独占）資本であつて、自分たち民族総体が賃金奴隸としてそこで酷使されている、という考え方である。そこ朝鮮人においては、日本帝国主義による民族的抑圧と階級的搾取が二重におおいにかぶさっているので、彼らの民族解放を目指す闘いはとりもなおさず資本主義—帝国主義を打倒しそこからの脱却を志向する闘いに、必然的になつていく、ということである。いいかえれば、日本帝国主義の矛盾は、朝鮮などに対する植民地支配においてもつとも集中的に表わされる、という主張だと要約できるであろう。

しかしながら、注意しなければならないことは、『帝国主義支配のもつとも弱い環は植民地にある』といった一般的なことがここで指摘されているのではない、ということである。梶村秀樹もいつているように、「従来の日本帝国主義史研究が植民地問題を欠落させていたから」というので、従来の歴史像体系をそのままにしておいて、ただ植民地に関する事実だけつけ加えればいいということでは「済まされないのである。

「再検討は帝国主義の内部構造のとらえ方にまで及ばなければならぬようと思われる」。

われわれは、（日本）帝国主義の全体的仕組みを捉え直す視点として、この在日労総第三回大会宣言の提起をわれわれなりに受けとめていきたいと思う。すなわち、同宣言でいわれている植民地化された朝鮮民族の問題は、在日朝鮮人においてことに凝縮されて現われたであろう、というのがそれである。もう少し一般化していえば、△在日▽諸民族の問題である。それは、（日本）帝国主義がその植民地主義によって対外侵略をなし、そこにおける農村などの生活を破壊した結果、被植民地人民、すなわち自分たちは根本的に異なりそれに本質的に敵対する存在を、自らの体制のなかへ引き寄せくわえ込んでしまった、ということであつた。そのくわえ込み方は、（日本）帝国主義体制の土台あるいは底辺としてであつたので、△在日▽諸民族は日本帝国主義のもつ負性、ひいては帝国主義が一般に持つ抑圧性そのものをみずから自身に具体的に表現している存在となつた。そしてまた、そうであるが故に、帝国主義の抑圧性を根源的に覆す論理的根拠をもつ存在ともなつたのである。

このように、△在日▽を一般化して捉えた場合、われわれは帝国主義や植民地主義についての教条マルクス主義的見解や、日本経済史家などによる古典的資本主義論などとは、袂を分たなければならぬ。アイヌ民族に対する前近代以来の一種の植民地主義攻撃という一例を振り返つ

て見ただけで、その不充分性は明白であろう。攻撃と同時に、各種の手段を通じてするアイヌの取りこみ政策も展開されたので、同民族の△在日▽化は、攻撃と相前後して進んでいったと考へることができる。そういった被抑圧△在日▽民族の成立をひとつのメルクマールとして、日本帝国主義体制というものを捉えていく必要があるだろう。ともあれここでは、植民地人民に対する抑圧ということを帝国主義（体制）の重要な一要因と見なし、帝国主義体制内の底辺に繰りこまれた人々にあってこそその矛盾は凝縮し集中している、という考え方をとろうとするのである。△在日▽諸民族の問題とは、そのような意味に他ならない。

ところで、△在日▽諸民族ということでわれわれがいおうとしているのは、まず第一に、アイヌ、ニヴフ、ウイルタなどの北方諸民族である<sup>(3)</sup>。これらの民族相互間、あるいは日本人との間には、古くから交流の歴史があった。そうしたなかで「シャモ」は、北方諸民族、とくにアイヌに対して、早くから攻撃と支配の手を伸ばした。下つて徳川幕藩制国家の時期になると、アイヌ民族とその土地は厳しい類似封建制的支配と、商業資本による苛酷な収奪とを受けて、民族としての發展と自立を容赦なく妨げられることとなつた。彼らは果敢に英雄的に戦つたけれど、明治・近代に至るまで生きぬいたときその数は二万を切るまでになってしまった。近代日本国家は、一八六九年アイヌモシリ全域を自らの支配下に取りこむとともに、闘つて生きのびたアイヌ民族に対しては

絶滅するか、完全同化するかの選択を強要したのであった。ごく一部のウイルタ人、ニヴフ人とともに、ほとんどのアイヌ人は不本意ながらシヤモの支配体制のなかに入つていかざるを得ず、やがて農民・漁民・日雇い労働者などとして日本社会の底辺下に組みこまれていったのである。

他者の自律的存立といったものの現れをいつさい否定しようとする、そのような近代日本国家の統治方策は、「異族の民」として知られる当時の琉球王国住民にもまた向けられた。一八七二年琉球藩設置をステップとし、武力発動にたすけられた琉球処分（一八七九年）によって、同王国は滅亡し、同住民は長い歴史に育くまれた独自的異質性のいつさいを否定されることとなつた。日本政府はそれ以降も、容赦のない同化と差別の政策ならびにヤマト資本主義経済を強力に展開し、村落共同体を破壊していく。こうして、琉球弧住民は域外脱出へと向わざるを得ず、早くは一九〇〇年ごろから、本格的には一九二〇年ごろから、海外移民とともに本土への出稼ぎ者がはげしい勢いで生み出されていった。一九二〇年代後半には、年間二万人を越える人々が、織維業を担う年若い女工として、また短期の不熟練筋肉労働者（とくに男子）として、流出と環流を反覆しつつも日本社会の不可欠な土台を形づくるようになつていつたのである。彼らは、△在日▽の第二番目にぜひあげられなければならぬ<sup>(5)</sup>。

いうまでもなく、一九一〇年朝鮮を植民地として併合して以来、とにかく第一次大戦以降における在日朝鮮人層の形成は、△在日▽と日本社会体制を考える上で決定的に重要なものである。彼らは、一九二五年にはもはや約一三万を数え、日本社会の下層としての存在を確固として樹立していたのであった。日本帝国主義体制を支える第三番目の、しかしわめて重要な△在日▽民族に他ならなかつた。<sup>(6)</sup>

近代日本国家は、この間、一八九五年に台湾を植民地化することによつて、台湾人やいわゆる高山族<sup>(7)</sup>などをみずからの体制内にくわえ込んだ。そして、一九三一年「満州事変」、一九三七年蘆溝橋事件以降、ことに一九四二年強制連行の閣議決定<sup>(8)</sup>以後は、中国人多数を文字通り「在日」化し、単純肉体労働に動員したのであった。また、日中戦争から太平洋戦争へのエスカレーションの過程において、その他のアジア諸民族などを自らの内へ強制的に編入したことは、あらためて指摘するまでもないであろう。「領土」の拡大は、「領民」の増大を、時間的落差を含みつつも必然的に伴つていたのであつた。

西欧ふうの近代国家(nation state)概念の軸をなすものは、領土と領民という考え方であるといわれる。領土とは、地理的区域の設定であつて、より端的にいえば国境の設定ということになる。住民についても同様で、日本国民となるのか、ならないのか、ということを人々に迫り、その間の曖昧さをいつきい許さないものである。ニヴフ人やウィルタ人などツングース系民族と日本人の間で、ときに交流貿易をしたり、設定されるべき人為的国境を越えておたがい自由に往来する、といったことは「近代」にあらずとして拒絶される。すなわち、西欧的近代とは、第一に、外=他者を排斥することによって、内=自己を定立するものに他ならなかつたのである。第二に、それはそのようにして確保された内=

日本帝国主義体制は、江戸時代における直接的前史をひきつぎ、明治における近代国家の建設以来、琉球処分、台湾の植民地化、朝鮮の併合、中国侵略、そしてインドシナ・太平洋地域侵略と、肥大・膨張していく。以上のような近代日本の対外「発展」とそれに見合う国内の抑圧体制を見た場合、それを一言で要約して、△帝国▽といふうに規定

自己を全域的に、隅々まで限りなく支配しようとするものであった。表

面的には日本に従つてゐるようだが、じつは清國をも宗主国として奉つてゐるというような状況は、非「近代」として否定される。つまり、「両属」は排他性の違反であり、「面従腹背」は全的支配ではないからである。

排他・排外的で全面的な支配を貫徹するために、近代国家はどういつたやり方をするか。第一に、国家は、被拘束性から切り離された自由で孤立した各個人（被支配側）が、国家→支配（権力）側を自分から進んで、本当に心から支持しなければならないように仕向けるのである。封建的特権や保護、共同体的規制などから解放され、ときには飢え渴き絶望的孤独感にさいなまれもする「近代的自我」を持つ各個人の自主性と内発性を、一定調達することができないならば、その近代国家・社会体制は原則として一瞬たりとも存立し得ないからである。それでは、そのような自主性と内発性の調達はどうにして為されるであろうか。まず、何らかの利益で誘導する手段がとられるのが通常である。

ここで、資本主義経済の発達程度によつて話がいく分変わる。資本対賃労働の関係が一定以上進展し社会的に普及している場合は、就労による利益提供と失業によるその喪失が、ある程度以上威嚇力として効果を發揮すると言つてよいからである。いいかえれば、そこには社会権力が形成され、それを通じて労働者は一種の支配を受けることになる

のである。

つぎに、利益誘導には、政党や官僚などによるさまざまの非弾圧的政策（法によらなければ逮捕・監禁しない、といったたぐいのもの）や、より積極的な福利的慈惠的政策の展開、さらには直接的な補助金撒布などなどがある。政党や、逆に官僚が、一部の特定資本と癒着し、そこを経由しつつ、上記のような諸々の政策を行つていくことも、資本主義経済の成熟の度合によつては充分あり得ることだし、現に行われてきている。もちろん、行政手段を用い地域ボスに助けられつつ、政策が実施されていく、という方法がもうひとつの大なるものであつた。

利益誘導方式にせよ、行政諸手段経由方式にせよ、被支配側の抵抗や闘い、その他さまざまの理由によつて支配の貫徹が妨げられた場合、物理力の行使をふくむ諸々の制裁が待つていったことはいうまでもない。罰金、監禁（禁錮）、懲役、名誉や諸権利の剥奪、あるいはむき出しの暴力が、警察、検察、裁判所、監獄、軍隊といった暴力装置によつて実施される。物理力の威嚇ならびに行使は、近代国家の隠れた本質の一面をもつともよく映しだすものである。

国家の支配意思が貫徹される場合、(一)、利益の供与は地域的、人的にいつてきわめて偏よつてゐるが、それがしばしば差別意識にもとづいてなされている。差別はごくごく低賃金でも働くかさるを得ない労働者を作つてから、資本はこれを歓迎する。(二)、各級の行政権力が、意識的、無

意識的に偏見—差別意識をもつて政策を施行する。(三)、物理力の行使または威嚇が被差別人民に対し、ことに安易になされる。近代日本国家は、前代いらいの未解放部落民という被差別対象を持つていたが、それに加えて、上述のような△在日▽諸民族を新たに内に孕みこれを差別したのであった。すなわち、アイヌ民族やリュウキュウネシアンや朝鮮民族に対し、自己と異なるとして排斥したり、あるいは武力による植民地化＝併合をなしとげたりしたために、彼らを劣等視、蔑視したのである。排外主義と武力主義は、対等な他者の自律性—自立性を想定することができず、それでも帝国の△内▽に入つて来ざるを得なかつた部分をその自立的自律性を圧殺し抑圧することによってのみ、初めて△内▽へと入ることを許したのであった。要するに、△在日▽諸民族はひどい差別を受けつつ天皇帝国の底辺、土台において辛うじて生を送ることになると入ることを許したのである。一般的にいって、異民族を支配統治するにしても、がらい彼らが生きていた地域を全面占領したり、彼らの生き方のいっさい、つまり民族の自立性すべてを滅却するやり方だけがあるわけではない。間接統治とか、新植民地主義とか、さまざまの仕方があつたし、またあり得る。△在日▽諸民族の生き方を根本的に否定しその世界と文化をいつきい抹殺しようとする日本の「同化」政策なるものは、近代日本の帝国としての本質的特徴としなければならないであろう。

そうしたなかで、近代天皇制はことに注目すべき機能を担つていた。

それは、これまで述べてきたような支配の構造と機能の、文字通り頂点に立つっていた（大元帥、神聖不可侵、統治権の総攬……）にもかかわらず、もうひとつの貌として、それらすべてに超越し直接にすべての個々の「臣民」に向い合うという表象を提出したのである。すなわち、一君のもとに万民がすべて天皇の「赤子」として存在している、というものである。いいかえれば、実際、事実の上では、差別と抑圧・排外の権力的支配が貫かれているのに、天皇（制）はそれらとは別に、すべてを平等視し恩愛の情をもつて見下ろしている、という幻想の仕組みとして存在していたのである。完全に実質的な平等は、対等な他者の自立自律した実存を認め合うことから始まる、という原点に立ち返ることのないままに差別や抑圧の解放と脱却を希つた多くの場合において、人々は天皇制のマヤカシの論理にからめとられていかざるを得なかつた。近代国家の樹立の在り方自体、國家の建設のされ方そのものからの、原理的再検討がじつは必要とされていたのであった。△在日▽諸民族の場合、そもそも日本の近代からも、国家からも排斥され、価値的にもはじきだされていたために、その点まったく自由で、天皇制の罠にはまることはなかつた。それどころか、△在日▽諸民族が本来持つていた自立性、自律性を根本的に否定してかかつてきただのが他ならぬ天皇制であったが故に、天皇制は根源的で直截に△在日▽諸民族の敵たらざるを得なかつたのである。

以上のような意味での天皇制を冠とした、排外・排他的で差別・抑圧的な、かつ全面的な支配を目指す近代日本国家——それをわれわれは、「天皇帝国」と称するのである。

一九世紀後期以降、一九四五年八月敗戦を中心として今日に至る「天皇帝国」の歴史を、時期と段階を見きだめつつ、振り返っていかなければならぬ。以下の本論においては、そのためのほんのささやかな第一歩として、「在日」諸民族の問題のうち、アイヌ民族と琉球弧出身者に焦点をあてて、問題の一端に灯をともしたいと考える。

## 二 「近代日本」のなかのアイヌ民族

海保嶺夫は、「近代アイヌ系民衆史」の時期区分として、つぎの四期を提案している。<sup>(10)</sup>

第一期。一八五五～一八九九年、「帰俗」と「同化」の政策が推しすすめられた時期。一八五五年の第二次幕領期において、アイヌ民族の風俗・氏名・言語などの本州化と農民化が開始され、明治期に入つてこの方向はやや強力に継承・発展させられ、蝦夷地は「北海道」という形でいちおう内国植民地化の完成を見た。一八九九年「北海道旧土人保護法」の成立は、その法的表現である。

第二期。一九〇〇～一九二九年、「北海道旧土人保護法」にもとづきアイヌ人の農業と日本式教育への定着がある程度なされた時期。内地化

がすすみ、とくに産業構造の面では日本のなかの一「後進地帯」に化した。「日本が、膨大な植民帝国へ成長したことによって、アイヌ民族のかかえる問題は、日本帝国主義の領域内に存在する被抑圧諸民族のそれと、共通の性格を帶びてきた時代である。」朝鮮、台湾と同様に、民族文化否定の皇民化教育が展開された（「土人学校」一九〇一～〇九年）。

第三期。一九三〇～四五年、「北海道旧土人保護法」体制に対する批判の顕在化した時期。達星北斗（一九〇一～二九年）の活動、北海道アイヌ協会の設立（一九三一年）と『蝦夷の光』創刊、バチャエラ・八重子（一八八四～一九六二年）の布教活動、チン青年団による『ウタリ乃光リ』創刊など。

第四期。一九四五年敗戦から以降。農地改革によって給与地の所有権を完全に喪失した（これより先、小作という形で実質的に「本州系」農民の手にほとんどが渡つていたが）。

以下の小論においては、基本的にはこういった時期区分に依拠しつつも、各期ごとに検討をおこない画期とすべき事実や、各期の全体としての性格について、われわれなりの考察を加えていきたいと思う。

まず、第一期であるが、政治権力の交替と排他・排外的で全面的な支配、つまりいわゆる近代への出発というメルクマールをもつて、始点を一八六九年としたい。この期の性格は、「同化」策の展開であった。

すなわち、一八六九年北海道改称、開拓使設置をもつて明治政府はアイヌ・モシリの全体的領有を宣言した。それと同時に場所請負制を廃止した。つまり、封建制的な規制およびそれなりに存在していた特典を撤廃したわけで、これをもつてアイヌ人は資本主義的経済関係のなかに投げられる前提を得た。簡単にいえば、食うためには何が何でも働くなければならなくなつた、ということである。このあと、民族的特色をなす風習や言語など、つまり民族文化のいっさいが禁止される一方、農業が奨励され、日本的な姓名をつけ、戸籍をつくり、日本語を覚えることなどが強制された。そのなかには、狩猟や漁撈といった原初からの活計の仕方や、神観念や一種の共同体的所有の考え方といった独特な思想などの強制的放棄も含まれていた（以上、一八七一～八年の間の布達による）。以上のようない行政や法律的措置に従わないものは、ときには罰せられ、あるいは社会的な偏見と差別という目に合い、または生計を立てる上でひじょうな困難を来たしたのであつた。一言でいえば、民族性を廃絶し同化することへの強要であつた。

一八七五年千島樺太交換条約によつて日露間に国境が画定されるや、樺太アイヌは強制連行—移住をさせられた（一八七六年。千島アイヌの一部も一八八四年同様の措置をこうむつた）。前述の、一連のアイヌ民族性解体策の展開とあわせて、排他・排外性の貫徹という近代国家の特質の一面を表わすものであつた。

他方、アイヌとアイヌ・モシリに対する原始的蓄積過程は、一連の土地政策によつていつそう推しすすめられた。それまでに同民族がいわば共有していた土地を分割し、私的所有に委ねる「地所規制」（一八七二年）、「北海道地券発行条例」（一八七七年）が実施され、多数の「官有地」とシャモの所有地が生みだされた。<sup>(11)</sup> 後者の施行ごろから、積極的な勧農策が行われた。

こうして、第一期において、「『アイヌ』ノ大部分ハ随意些少ノ業ヲ営ミ、若クハ和人ニ雇使セラレテ生活スル」こととなつたのである。すなわち、士族・屯田兵や本州系農業移民のところで、漁場労働者あるいは農業労働者（牧畜を含む）となるか、昔ながらの狩猟や漁撈を細々とづけるか、その他「木材流シ、測量人夫、渡守其他種々ノ業ニ雇役セラルモノ」<sup>(12)</sup> が、ほとんどであったのである。

一方、この第一期の半ばごろ以降、北海道庁設置（一八八六年）によつて全道の統一的行政が開始されるとともに、一般農業移民の急激な増加（一八九五～八年第一次ピーク）が見られ、あわせて囚人労働によつて開墾・土木（道路、下水、砂利掘りなど）・運搬・採鉱（石炭、硫黄など）などの作業がなされた（最盛をきわめたのは一八八九～九四年ごろ）。前者は、土地払下げ法規の施行（一八八六、九七年）によつて北海道における大土地所有制の形成へと収斂し、後者は鉄道建設、林産資源開発などともに資本主義経済発達の基礎過程をなすものとなつた。

したがつて、一八九九年ごろまでに、北海道という地域は、今や自律的

過程をたどりつつあった日本資本主義經濟のメカニズムに確固として組み入れられたことが、まず第一に確認できる。つぎに、第七師団設置や

全道民への徵兵令の適用でも知られるように、同地はロシアに軍事的に

対抗するための第一の砦といった位置を与えられたことが、知られる。

アイヌ民族に対する「保護法」により、彼らに一定の土地を「給付」してこれを農業に固定するとともに、こうしたアイヌ農民を戦争に動員（アイヌ人に対しても徵兵令適用）しようという考え方であった、とすることができるのである。

要するに、この時期、アイヌ人は資本主義的經濟の展開される軍事的色彩のつよい近代日本国家体制づくりのなかで、その底辺ないし土台を形づくったと結論づけられる。<sup>(13)</sup>ようやく一本立ちした天皇帝国の「辺境地帯」の底辺というのが、アイヌ人など北方諸民族のおかれたそのころの位置に他ならなかつた。

第二期は一九〇〇～一九二九年で、アイヌ民族の農業化がすすみ、これに対する皇民化教育（とくに小学校）が広められた時期である。「北海道」地域全体としては、米を中心とした食料ならびに「本州系」大資本への原材料、資源と低賃金労働者の供給地となつた。それでは、この期のアイヌ人につき各調査年ごとに職業別で見てみよう。

一九一六年<sup>(14)</sup>

	農業	漁業	牧畜	工業	商業	他に傭われて労働に従事する者	内訳	漁業労働者	農業労働者	その他	合計
	一〇、三七七名					四、四七五名					一〇、三七七名
	二、二二三名					一、八九二名					二、二二三名
			一一名				一三〇名				二一一名
				四〇名				〇・八%			〇・二%
							一六六名	一、九二二名	一、七二六六名		一、九二二名
							六六一名				六六一名
							六六一名				六六一名
							四七五名				四七五名
							一三〇名				一三〇名
							〇・八%				〇・八%
							二六六名				二六六名
							一、九二二名				一、九二二名
							一、七二六六名				一、七二六六名
							六六一名				六六一名
							四七五名				四七五名
							一三〇名				一三〇名
							〇・二%				〇・二%
							二一一名				二一一名
							〇・一%				〇・一%
							一三%				一三%
							六〇%				六〇%

これでみると、「旧土人保護法」による給与地のおかげなどのため表面上は農業が六〇%を越えているが、その多くは安い小作料で移住民の「小作地」となつており、実質的には所有権譲渡の状態であったといわれている。また、アイヌ人農家の自作農の比率は六二%と一見ひじょうに高いけれど、經營はひどく苦しく事實上「自家の食料」調達のためにすぎなかつたようだ。すなわち、一戸平均耕作反別は一町七反三畝で、一九一六年現在の「和人」農家とくらべると一町九反三畝も少なく彼らの半分にも満たないし、収穫価額では約四分の一である。生産物も、おもに馬鈴薯、粟、稗、とうもろこし、豆類などであった。

全戸数四、一二二のうち負債をかかえているのが約四七%を占め、その額は主業収入の約三分の一に当る。窮乏状況の一端が窺えよう。

一九二五年末<sup>(15)</sup>

農業 漁業  
九六八六名  
二、五九二名  
一六%  
一六%

工業  
二二  
五五  
○・三一  
%

勞動者	商業	三三七名	110%
三、二六一名			1%

合計

活については「純然たる日暮し」で、生計費のうち衣食住の費用が

〇%になる。したがつて、「四季常に貧窮の裡に日を送るもの多き

」と言われている。この一九二五年の統計を五年前のそれと比較し

ると、漁業が三%増というのが目立つてゐるが、おそらくもともと

イヌ民族的な活計形態へもどつてゐるのだと推定される。[同化]

は文であるアーラノの抵抗の表われと捉えるべきであろう。

女四、九一九名

漁業 五七〇三

田一羅

日雇  
五二五戶  
女男  
九一三名  
九〇七名

雜業その他

商業

公吏·教員

その他  
三五八戸

合計  
一五、八九六名

一九三五年五月一五日<sup>(18)</sup>

農業（自作、自小作、小作）

九、一五二名 五六%

漁業（漁撈、海草採取も）

二、一一五名 一三%

日雇・下層労働者

四、四六七名 二七%

商業

一一四名 ○・七% 一一四名 ○・七%

牧畜

五三名 ○・三% 五三名 ○・三%

無職

一六九名 一% 一六九名 一%

その他

二五四名 二% 二五四名 二%

合計

一六、三三四名 四、〇七六戸

この年は「貧富程度調」というのが、なされている。それによれば、極貧戸数が九九七戸で、三〇〇円以内から三、〇〇〇円以上までの負債をもつ家が計五九八戸であった（合計一、五九五戸で四三%となる）。

これに対して、一万円以内の資産をもつのが二、一一八戸（ただし、五〇〇円以内と一、〇〇〇円以内が圧倒的多数で、小計一、八三二戸となり、上掲負債戸数とはほぼ同じ）である。

一九四〇年<sup>(19)</sup>

農業自営

一、五七四戸 三九%

漁業自営

四五五戸 一二%

日雇及び単純労働者（常用をふくむ） 一、四二五戸 三五%

行商 三三戸 ○・八% 六六戸 二%

職人 三三戸 ○・八% 六八戸 二% 常用職員 一八〇戸 四% 商業自営及び自由業 二三五戸 六%

無職 合計 四、〇七六戸

職業分類がまちまちなので、明確にはいえないが、日雇い労働者、いかえれば不熟練筋肉労働者の割合は五分の一から四分の一程度はかならずあり、一九四〇年には三分の一にまで増大したことがおおよそ見て

とれるであろう（途中のダウントラップがあるが）。

以上、全体の結論として、在日アイヌ人の少くとも半数は、窮乏化した農民や漁民として、また日雇いの不熟練筋肉労働者として、「北海道」の、とくに日高、胆振、十勝、釧路の各地方に密集して生活を送っていたのであった。現在のところ、職業・職種と地域的分布の関係、「道」外への転出入、また農民・漁民・日雇い下層労働者の労働実態など、くわしいことは分っていない。しかしながら、本州に渡つていったアイヌ人も、一定数居たことは否定し得ない事実である。皇民化教育のための施設は、増上寺内など「本州」に設立されていたし、「北海道」で食いつめて流亡していく部分もかならず存在していたはずだからである。

戦前期の統計はまだ見る機会を得ていないが、はるかに下つて一九七五年に、「東京在住ウタリ実態調査報告書」というものが東京都企画調整局調査部から発表されている。それによれば、都内に住むアイヌ人として、四〇一世帯、六七九名（男三六七、女三一一）が確認されている。

彼らはおもに下積みの肉体労働（「工場労務者」のほか土木や広い意味でのサービス業関係）や、女性の場合とくに「水商売」に就いている。という。前者の場合、常雇いが多いとされているが、日雇い労働者数は把握しにくいこととも関係があると思う。いずれにせよ、約七割が転職を経験しており、その回数も多い。もちろん、差別によるもので、その他教育、交際、結婚などの面でも被調査者のほとんどが差別を受けたことがあると答えている。<sup>(20)</sup> こういった最近の事実から遡つてみれば、戦前についても、本土への流亡と「北海道」全域への拡散が充分推定されるのである。

なお、つけ加えておきたいことは、こういった調査や統計に入つて来ないアイヌ人もまた、少なくなかつたはず、ということである。こういった職業統計は、がんらい徵税のために始められた（一八七二年）もので、当然ながらそれを嫌うアイヌ人は多かつた。また、当時の土木などの飯場は、仕事が一段落ついたびに、親方が労働者を率いて別の飯場へと渡つていく、というのが通常の形態であったから、日雇い労働に従事していたアイヌ人は統計から洩れ落ちるということになつたのである。

人口数がほぼ一定であるのは、一面、限られたひとだけが調査に応じていたということをも暗示していることに注意しなければならない。

いざれにせよ、一八六九年以來「近代日本」への同化を強要されつづけてきた（第一期）アイヌ人は、一九世紀末ごろから一九二〇年代半ば（第二期）までに打ちたてられた天皇帝国の底辺に定着させられ、在日化したことができる。量的にはアイヌ民族の大部分は「北海道」在住であった、という前提に従えば、彼らは農民、漁民、日雇い労働者の三種類に大きく分れていた。そして、その大部分はひじょうに貧乏であつた。

第一に農民としての在日アイヌ人も、その内実はさまざまな暮らし方をしていた。圧倒的多数は、一九〇〇年代半ばまでに形成された大地主制（約半分が大不<sup>(21)</sup>在地主）の下で、小作人、あるいは農業労働者であった。また、さきにも見たように、自家消費のために農産物をつくるひとも少なくなかったから、そういう世帯では何らか他の職業を兼ねるといふことであつたろう。さらに、全体のなかの一部には、自作農もいたと認められるけれど、こういった農業經營も本州を中心とする商品經濟——日本資本主義の全体系の一環に編入されて、搾取されざるを得なかつた。ともあれ、「北海道」の全農業人口（兼業をふくむ）が、一九一年約八六万<sup>(22)</sup>名、一九二一年約一〇一万名というなかにおける、在日アイヌ人農民約一万名であった。マイノリティとして底辺の一部を構成して

いた、と見るべきなのである。

第二に、在日アイヌ人の漁民であるが、三菱をトップとした巨大資本による大規模漁業体制（北洋漁業など）<sup>(23)</sup>下において漁業労働者となつていった部分と、そういった体制からはずれいちおう独立して沿岸小漁業で暮しを立てていた部分との両方があつた、と考えられる。しかしながら後者といえども、巨大資本のメカニズムの発動するなかで自立を保ちつづけることはできなかつた。やがて、冷凍・冷藏・加工などの設備をもつ巨大資本や、それらの輩下たる高利貸的問屋資本や中小の商業資本などに従属せざるを得なくなつていった。すなわち、形式的には独立漁民だが実質的には多額の負債などを抱えて窮乏化していくのである。また、漁業労働者の仕事がじつに苛酷であつたことは、ひろく知られてゐる通りで、あらためて指摘するまでもあるまい。ただ、「問題の所在」の項でも述べたように、それが一見封建的隸属性を示していたとしても、同労働のおかれていた位置、つまり（独占）資本主義経済のメカニズムのうちにあつたことを無視あるいは軽視してはならない。一言でいえば、封建的苛酷さではなくて、あとから登場してきて急速に体制をつくろうとした資本主義経済体系の苛酷さであったのである。

第三が、不熟練肉体労働者であった。前掲資料のうち、一九三二年と三五年との調査には、くわしい職種が記されている（前掲の表では要約して載せた）。一番詳細なので三五年調査を見てみよう。さきには日雇

・下層労働者として一括し、四、四六七名、二七%という数字を掲げておいたが、そのくわしい内訳は次のようになつていて。<sup>(24)</sup>

日雇 二、八九六名

漁夫 一、一六六名

通信・交通関係 一二四名

（郵便集配人三八名、鉄道従業員一〇名、保線工手・道路工手・電工・通信工手など一七名、発動機船機関士三四名、馬車追二二名、渡舟守一三名など）

職工 一八名

女工 六名

その他の労働者 八〇名

その他の労働者の中身が不明なので断定はできないけれど、いちおうの傾向としてアイヌ人は補助的なものにせよ、工場労働にはあまりに少なかつた、と言えるようである。この年の職工・女工数はあまりにも少ないが、一九三三、一九四〇年度分でもやはり少ないのである。漁夫（漁民）については、さきに述べた。交通・通信関係の場合も、非熟練の肉体労働や伝統的な仕事である点が注目される。体制の下積み、あるいは補助、といった役割を振りあてられているのである。最後に、大多数をなす日雇いであるが、在日アイヌ人労働者がどういった仕事に就いていたのか、具体的に示す資料はない。いずれにせよ、その圧倒的多

数は、かの悪名高い監獄部屋という名の土工部屋に閉じこめられての労働に従っていたことは、いうまでもない。石田広『所謂監獄部屋の研究』によれば、一九二七年七月現在の土工部屋総数は二五六カ所で、工事の種類は、発電所、地均、治水、道路、鉄道、船着場、整地、灌漑溝、溜池、水路、炭山地均、造田、石材採取、土地改良、海面埋立、鉄橋、砂利採取、沈砂地、軌道、森林、運河、築港などであった。また、古川善盛の調査によれば、一九四六年いっせい手入れでいちおうタコ部屋制度にピリオドが打たれたとき、部屋数は二八九、土工夫は一二、六六三名であった、とされている。<sup>(26)</sup>

これよりさき、「北海道」においては一八八〇年代後半から九〇年代半ばごろまでとくに、囚人労働が行われた。道路工事を初め、石炭・硫黄などの採掘・精錬、河川工事、屯田兵屋その他の建築、その他の土工仕事などで、四、〇〇〇~七、〇〇〇名程度が奴隸的労働を強いられた。<sup>(27)</sup>「北海道」において土工部屋制度は、この囚人労働盛行のあと一九〇〇年代以後発達を見たのである。

これら囚人労働や監獄部屋、あるいはタコ部屋労働によって、「北海道」における資本主義経済発展のための基礎づくりが行われたわけである。一九〇六年には、産業全体のなかで工業が第一位となり、農業、漁業の順となつた。以上のような、「近代」産業—資本主義経済発展のために、その数はそれほど多數とは言えないにせよアイヌ人労働者もまた

寄与したのであった。一九一六年北海道炭鉱汽船株式会社が在日朝鮮人労働者を採用して以来、在日朝鮮人が日本資本主義経済の「北海道」における展開のため尽したのと、それは同様であった（約二、〇〇〇人から始まり、一九四五年には約一〇万人となつた）。<sup>(28)</sup>後者は主として石炭というエネルギー産業に集中していたのに對し、前者たるアイヌ人は土木・建設・運輸交通その他じつに広い範囲の産業の基盤づくりに参与していたことが確認されるのである。

このように、一九二〇年代半ばまでに天皇帝國体制への編入を終了したアイヌ人であったが、同じくそのころ、早くは二〇年代初めごろから同体制への批判、抵抗、闘争が流れを形づくり始めていた。一九三〇年ごろからその傾向は明確にひとつつの潮流となり（第三期）、やがて第二次世界大戦後における昂まりへと向つたのである（第四期）。そういうたアイヌ民族自立への胎動については他日を期すことにして、つぎに天皇帝國のもうひとつ側面たる琉球弧との関係について述べていこう。

### 三 天皇帝國下の琉球弧

琉球弧とは、がんらい島尾敏雄が言いたしたものである。彼は、地理学の用語に依拠しつつも、奄美—沖縄—先島各諸島はひとつの独自な文化圏内にある、としたのだ。<sup>(29)</sup>一九七〇年代後半期において、新崎盛暉がこれに運動論上の意味付をなした。すなわち、当時日本政府は沖

縄や奄美などの島々を広義のエネルギー基地にしようと策動していたので、これに反対していくくという共通項目をもつて「琉球弧の住民運動」と称したのがそれである。<sup>(30)</sup> 新崎の付加についてここでは、日本<sup>ヤマト</sup>に対しても三〇%近くであったとされている。一八七一年ヤンチュ解放令が出されたが、わずか七五四名が有料で解放されただけで、同令はまったく形式的なものにとどまった。こうして、一八七〇年代後半、無料・即時解放を要求する大運動が澎湃として起きたのである。そうして一八八七年ころ、ようやくヤンチュ制度の解消を見た。だが、その代りヤンチュは、夫役（地主の牛や豚の世話など）や法外に重い小作料を伴う永久小作人に切りかえられたため、農民の実質的苦しさは以前とたいして変わらなかつた、と言われている。もちろん、後述するようにこの永久小作人層のおかれていた環境と条件は、以前の、一種の封建制的なものとは全く違っていた。

さて、一六〇九年琉球王国を滅亡させて以降、島津・薩摩藩<sup>ヤマト</sup>は、一方で奄美を直轄領<sup>ヤマト</sup>とし地方役人層を通じて農民を苛酷に支配した。他方で、沖縄においては、国内的には琉球王府—地方役人層による支配という体制をとりつつ、対外的には、鎖国体制のなかでわずかに許容されていた中国などとの貿易の利益を、徳川幕府とともに独占的に享受した。こういった体制は、琉球弧にとつては分割支配以外の何物でもなかつたし、これが一要因となつて沖縄と奄美のあいだに差別意識も生みだされたのであつた。

そこでまず奄美の場合だが、農民は黒糖生産にのみ耕作を限定され（モノカルチ<sup>ヤ</sup>ア化）、苛斂誅求の目にあつた。その結果、早くも一八世紀初めごろから農民は、一方でごく少数のシユタ（衆多）と呼ばれる

富豪と、他方で圧倒的多数のヤンチュ（家人）という農奴ないし債務奴隸とに分解していった。<sup>(31)</sup> ヤンチュは、明治最初期に二万以上、全人口の三〇%近くであったとされている。一八七一年ヤンチュ解放令が出されたが、わずか七五四名が有料で解放されただけで、同令はまったく形式的なものにとどまった。こうして、一八七〇年代後半、無料・即時解放を要求する大運動が澎湃として起きたのである。そうして一八八七年ころ、ようやくヤンチュ制度の解消を見た。だが、その代りヤンチュは、夫役（地主の牛や豚の世話など）や法外に重い小作料を伴う永久小作人に切りかえられたため、農民の実質的苦しさは以前とたいして変わらなかつた、と言われている。もちろん、後述するようにこの永久小作人層のおかれていた環境と条件は、以前の、一種の封建制的なものとは全く違っていた。

これよりさき、一八七〇年代は、営業の自由を要求する大運動が起つたときでもあつた。すなわち、一八七三年砂糖自由許可の通達が出されたにもかかわらず鹿児島県（その手先たる大島商社）による、前近代的、独占が相変らずつづいていたため、「勝手商売」を要求する運動が盛り上り、ついに一八七八年、砂糖売買の自由を勝ちとつたのである。だがその後も鹿児島商人の跋扈がつづいたため、県令三九号撤廃運動（一八八七一八）、三方法騷動（一八九〇年）といった闘争がおこり、ついに一八九〇年ごろ鹿児島商人の奄美撤退となつたのである。

以上のような、一八七〇年代から八〇年代に至るヤンチュ解放と営業の自由とを主張する運動の展開ならびにそれのいちおうの成功によつて、奄美における資本主義經濟の進展を大きく妨げるものはなくなつた。この間一八八二年に施行された地租改正、つまり土地の私有化と地租制度の実施によつて、鹿児島商人に代り砂糖売買を牛耳りつた島内地主（シユタにはぼ同じと推定される）は、土地の兼併を重ねていつその大土地所有者となつた。寄生地主化し商業資本家としての性格をより強めたと言えよう。一八九七年ごろ以降、明治政府は砂糖生産の奨励策をとつたので、奄美黒糖は増産されていった。こうして、ヤマト（政府権力と大（独占）資本）→大寄生地主兼商業資本家→永久小作人という関係の構造がつくられたのである。それは、奄美農民が働けば働くほど、その収益を島内大地主・商業資本に、さらにヤマトの大（独占）資本と同政府に（増税や砂糖消費税を通じて）吸い上げられるという関係構造に他ならなかつた。

他方、一八七〇年代後半以降は、ヤマト権力によつて、琉球弧の独立性・異質性・そして戦闘性の解体骨ぬき政策が推しすすめられた時期でもあつた。それは表面上、しばしば西欧近代化という仮面をかぶついていたが、本質はそれを通じてのヤマト化の浸透策以外ではなかつた——郵便局、灯台、電信局、測候所、病院などの新設がそれである。小学校などにおけるウチナーグチの禁止と日本語の強制は、そのもつとも露骨なもの

のひとつであった。伝統的なわゆる沖縄文化は軽蔑され差別されるか、珍奇なものとしてしか扱われなかつた。こういった琉球弧文化の解体攻撃に反対する者には、全域に配置された警察や裁判所、そして徵兵令などが待つていた。こうして、ほぼ一九二〇年ごろまでに、奄美は明確に天皇帝国の底辺の一部に組みこまれたのであつた。ただし、一八八〇—一九四五年の間、奄美は鹿児島県下、独立の会計制度のもとにおかれていたという、差別的行政の一面が厳然として存在していたこともまた、忘れられてはならない。<sup>(34)</sup>

以上、照射の當てられることの相對的に少ない奄美に焦点をしづつて、近代期における琉球弧のおかれていいた位置・状況を浮彫りにした。基本的には、沖縄の事情もほぼ同じであつたといえる。ただし、ひとつの大きな相違点として、ヤマト（薩摩藩と明治政府の違いは小さくないけれど）の直接支配下におかれた時期が約六〇年ずれています、ということがある。そのような歴史性が近代以降、陰然顯然とどのような形をとつて表われたか、いまにわかに断定することはできない。多方向からの検討が必要であろう。本論においては、むしろ琉球弧ということで共通に括ることのできる面をより重視する接近法をとるのである。

いずれにせよ、沖縄とヤマトの決定的な関係は、一八七九年琉球処分から始まつた。八八年、それまでの一種の封建制の柱のひとつであった甘蔗作付制限令が撤廃され、資本主義發展を妨げるものが除去された。

ここでも日本語強制の皇民化教育、沖縄的なるものの廃絶と西欧＝ヤマト風の押しつけ、要するに総体としての沖縄の文化の解体が、警察、裁判所、監獄、軍隊などの威嚇と暴力によって進行した。そのような沖縄の戦闘的な独自的異質性の絶滅は資本主義經濟の発達にとってもまた、好都合なものであった。すなわち、沖縄的なものの解体と、西欧近代＝ヤマト的なものの導入の費用は、すべて沖縄農民の負担とされた（増税、新税などを通じて）ため、また急速な商品經濟の流入によって、農村と農民の分解が進んだ。その結果、一方では富が蓄積され、他方では賃金労働者が析出されて、資本主義を成り立たせるための原初的条件が生成されたのである。一八九九～一九〇三年実施された「土地整理」事業はそういった沖縄における資本主義經濟の發展に、いつそう「貢献」したのであった。これによつて、ヤマト政府は山林・原野のほとんどを国有地とする（沖縄全体の約四七%）一方、田畠の私的所有を認めたため進展途上の農民層分解がいつそ促進された。農民は、これより以後、實質上旧態依然の重税である地租に泣いた。

マト（政府と資本）に吸い上げられてしまつていった。米、大豆を始め主食食品は逆に輸入しなければならなくなり、国税を初め各種の大衆課税といわゆる近代的設備費用の過大な負担とによって、琉球弧は最後の砦であつた自立性を解体され、ヤマトへの、とくに經濟面からする従属へと転落していったのである。そういうた日帝の植民地主義的攻勢と資本主義的従属化強制によつて食いつめた琉球弧住民は、地租改正の「大島郡」（奄美）での施行や沖縄での「土地整理」事業において獲得された移動の自由を格好の踏み台として<sup>(35)</sup>、外へと脱出し、あるいは海外移民に、あるいは本土出稼者となつていった。

一九二〇年の第一次世界大戦後の反動恐慌ごろ以降、日本資本主義經濟は慢性的不況期を迎えた（一九三〇、三一年恐慌に至るころまで続く）。このとき、琉球弧はかの「ソテツ地獄」に陥り住民一般が極端に困窮するとともに、銀行など金融資本の独占化、農村の徹底的破壊と農民の奔流のような流亡化、域外との移出入關係の入超転化、財政破綻の危機といった事態が進行した。要するに、これを契機に琉球弧の、中枢部たるヤマトに対する関係は抜き差しならぬほど緊密になつたのだが、それは同時に琉球弧のヤマトへの従属・依存が決定的となつたことを意味していた。その結果、前者の發展は停滞し、低開発、そして荒廢が進行したのである。もちろん、その反面、はげしい抵抗と鬭いも起つたが、これについては別に検討することとせざるを得ない。

天皇帝国下の琉球弧出身者、言いかえれば在日リュウキュウネシアンは、こうして一九世紀末以降、ことに一九二〇年以降形成されたのである。その数など詳細で精密な統計に欠け、また資料間に異同もあるのだが、現在入手し得るデータを以下において整理しておこう。

①一九二〇年ごろ、沖縄県警察部の調べでは、県外出稼ぎ者数は、約二五、〇〇〇人であった。これは職工募集業者の届出によるものだけであり、個人による出稼ぎ人数は除外されているので、実際は二倍と推定される、と言われる。<sup>(36)</sup> だが、それに、奄美諸島出身者の分や正規の職工募集業者によらないもの、何らかの理由で届出をしなかつたものなどを含めれば、さらに増えることは間違いない。しかし、いまは一九二〇年は五万人以上の出稼ぎ者がいた、とだけ確認しておこう。

②一九二五年八月現在、沖縄県警察部保安課調査による県外に出稼ぎ中の労働者総数は、一九、九二六人で、そのうち男子が九、〇九七人で女子が一〇、八二九人であった。その大部分は四大工業地帯、とくに阪神工業地帯に集中しており（四二%）、男子よりも出稼ぎの多い女子の場合、その八〇%程度が若年の紡績・製糸工で、男子の場合は若年の短期出稼ぎで、人夫あるいは土工、その他の職工というのが一般的であつたという。<sup>(37)</sup> 別の資料によると、鹿阪神<sup>ヤマハシ</sup>で下船した人員数は、一九二三、二四年とも、かたく見積つてそれぞれ三万人は下るまい（そのうちの約六三%が関西に降りている）、とされている。<sup>(38)</sup>

①と同様に推定すれば、一九二三～二五年ごろ、一年間の出稼ぎ者は、約三～四万人ということになる。一九二〇年ごろより減っているということになって一見奇妙だが、詳細は不明である。ただ、別の文献によれば、一九二五年ごろ、関西在住の沖縄人だけで三万人を越えていた、とも言われている。<sup>(39)</sup> また、新城朝功『瀕死の琉球』は、一九二五年に七万人と推定しているという。したがって、以上を機械的にまとめ、一九二五年ごろ出稼ぎ者総数は約三万人から七万人位と推定される、とひとまずしておきたい。

前述の一九二五年警察調査は、職業について、紡績業関係の男工が一、一七八人 同女工が七、六六九人としている。つまり同調査の言う総数の四四%にのぼるということになる。

また、在阪沖縄人一、三〇〇名（任意抽出）の職業調べ（一九二四ないし二五年）によると、「紡績、染色、印刷等を初めあらゆる職業」の労働者が八九%となつていて、そして、「これらは下層群をなし貧苦と犠牲をもつて工業都市の支柱となつてゐる」とされた。<sup>(40)</sup> そういう仕事の口の獲得の仕方として、友人・縁故（県人会をふくめておく）、營利または公立の職業紹介機関などがある。大阪市内一三カ所の市立職業所における紹介数は、一九二三年が約七、〇〇〇人、一九二四年が約九、〇〇〇人であったという。<sup>(41)</sup> さきの資料によつて、当時の在阪沖縄人數を約一・九～三万人とすれば、一三～三七%（一三年）、三〇～四七

%（一四年）に当たる。

③一九二六年の沖縄県警察部保安課の調査では、三二、一三九人である<sup>(43)</sup>。沖縄県が、同県出身者を多く抱えている五八の紡績・製糸などの工場につき調べたところ、一九二六年中に雇入れた県出身の労働者数は男子三三六 女子四、六七五の計五、〇一一人で、同じく同年中に解雇した者は男子二九七 女子六、〇〇一の計六、二九八人であった<sup>(44)</sup>。一年中にはほとんど全部入れ替っているわけで、激しい流動性を確認しておかなければならぬ。

一九二八年の武見芳二論文によれば、女子移民のうち紡績工が八〇%、残りがその他の工場で働き、さらにその残りが女中奉公などである。男子移民は、関東では九〇%が人夫または土工、一〇%が工場労働者で、関西では五〇%が人夫および土工、二〇%が紡績工、残りの三〇%がその他の種類の職工、東海では紡績工が大多数（男女とも）、としている<sup>(45)</sup>。パーセンティージはそれほど高くはないが、筑豊などの鉱坑夫もある程度数にのぼっていたと見られる。

④一九三二年職業別出稼ぎ状況は、工業関係として、製糸、紡織、酒造、豆腐、寒天製造、其他工業をかかげ、男三、三五〇 女五、〇一二の計八、三六二人。土木建築業として、大工、石工、土方、日雇、其他土木建築業をかかげ、男八〇七 女八〇の計八八七人。また、雜業としては仲仕、雜役夫その他があげられ、男一、六一九 女七六三の計二、

三八二人。したがつてこの土木建築業・雜業を合わせると、三、二六九人となる。他に、戸内使用人が二、六七〇人、漁撈その他の水産関係の一、〇三一人が目立つてゐる。総計、一七、三一二人である。<sup>(46)</sup> いずれも、阪神、京浜、中京などが主な在住地だが、台湾における雜業と戸内使用人が注意を引く。

⑤一九三五年一二月末現在では、男一六、二九四 女一六、〇四一で、計三二、三三五名である<sup>(47)</sup>。

⑥一九三七年には、関西だけでも五万人とも言われ、引揚者数から逆算すると一九四五年ごろは一〇万人以上になるのではないか、という推定もある<sup>(48)</sup>。

以上、時期と在住地域によつて比率は異なるものの、△在日▽リュウキュウネシアンの男子は、大きく分けて紡績工、紡績関係以外の各種職工、日雇い労働者（人夫、土方、仲仕など）、という三種類の仕事に就いていた、とまとめられるであろう。若年で、農家の次三男が多くつた。女子は若年の紡績・製糸工が圧倒的多数を占めた。いずれも短期の出稼ぎ型で、流動性がはげしい。また、家族への送金額の高いことも、知られている。こうした流出と還流の反覆や郷里への送金といった琉球弧出身者の特徴は、ひとつには彼らの出自——異質・独自性など——へのこだわりを象徴するものと考えられるが、他方では天皇帝国の従属的

底辺に組みこまれてしまつた琉球弧と同出身者の身の置きどころの無さを示すものでもあつた。こうして、△在日▽リュウキュウネシアンは、海外移民のそれにはるかに呼応しつつ、働き住んだその先々で、彼らが本来もつていた独自的異質性を武器として抵抗と闘いへ押し上げられていかざるを得なかつたのである。そしてここでは、彼らが阪神や中京の工業地帯に主として在住し、地域的に、組織的に団結を固めていた事實を確認しておきたい。すなわち、一九二〇年代半ばごろまでに、大阪の大正区、西成区、此花区や、兵庫の尼崎長州、戸ノ内、宝塚市などに「沖縄（人）部落」がつくられる一方、関西県人会が設立され（一九二四年）『同胞』という機關誌が刊行されたのであつた。それは、やがて労働運動と結びつき、社会主義思想を受けいれても行くのだが、いまは指摘だけにとどめざるを得ない。

以上、アイヌ民族と琉球弧出身者の△在日▽の具体相を検討することを通じて、近代の△天皇帝国▽の矛盾のありようとそれの止揚の方向性を、多少とも浮彫りにしようと試みた。こうした視角からすれば、在日朝鮮人についての検討は不可欠であるが、残念ながら今は余裕がない。

機会を得て、その多くが日雇い労働者であつた在日朝鮮人の状況を踏まえ、それとアイヌ人、琉球弧人などとの状況の異同を精査し、問題の理論的整理へと入りたい。ただ一点、ここで確認できることは、こうい

った少数民族の形成、つまり△在日▽化は、いずれにあっても一九二〇年代半ばごろまでにいちおうの完了を見たということである。異民族、異族の民が持つ独自な異質性を解体しおのれの内の底辺へとかかえこむ同化と差別の民族抑圧政策は、このころまでにそれなりの成果を刈りとつたのであつた。われわれの視点からしても、一九〇〇年ごろを△天皇帝国▽の成立とすれば、一九二〇年代はその確立と為すことができるであろう。そして注目すべきは、この抑圧と榨取・対外侵略の体制がその確立とほぼ同時に、それに対する抵抗と闘い、一言でいえば反天皇帝国運動のもつとも活発な時期を迎えたことである。アイヌ人、琉球弧人、そして朝鮮人など△在日▽諸民族こそ、日本人底辺労働者などとともに、まぎれもなく運動の中軸に在つて天皇帝国との闘いの最先端を担つていたのであつた——在日アイヌ人は最北の地にあつて困窮をきわめた農民、漁民、日雇い労働者として、在日リュウキュウネシアンは阪神など主要工業地帯の下層にあつて紡績工、各種職工、日雇い労働者として、そして在日朝鮮人は全国の日雇い労働者、鉱坑夫、各種職工（紡績、機械、ガラス、雑役その他）などとして。

#### 一 註

(1) 『在日朝鮮人史研究』一九七七年一二月創刊号、巻末資料による（同誌九七八ページ）。ただ、二カ所意味がとり易いので、同じ訳者の他の本（在

日朝鮮人運動史』三一書房、一九七九年、一六九ページ）からとった。また、高峻石『在日朝鮮人革命運動史』（柘植書房、一九八五年）にも、同宣言の一部が掲載されている（七五〇七ページ）。

(2) 梶村秀樹「日本帝国主義の問題——朝鮮からみた日本帝国主義——」（岩波講座『日本歴史』第二四巻、一九七七年）三五七ページ。

(3) 加藤九祚によれば、東部シベリアからソ連領沿海州、中国東北地方にかけて、アルタイ語族の一分枝であるツングース語を話す諸民族が住んでいた。彼らはおおむね狩猟に従事し、移動生活をしていた。それを大きく分ける

と、北方ツングースと南方ツングースの二つになる。北方ツングースとしては、エベンキ人が代表的で、エベン人（もとはラムートと称した）、ネギダル人なども含まれる。エベンキ人は、北は北極圏から、南はアムール川ないしモンゴル、中国東北地方北部に住んでいた。南方ツングースとしては、ウィルタ人（オロチョンと蔑称されていた）、ゴルディ人（もとゴルド。ヘジンとも、ナナイともいう）、マンジョ人（または満州）、ソロン人などが数えられている。ウィルタ人は松花江岸や下流に、住んでいた（B・A・トウゴルコフ、斎藤訳『トナカイに乗った狩人たち』刀水書房一九八一年、「解説」）。なお、同書六ページも参照）。また、ソロン人は中国東北地方に住み、蒙古人や漢人の影響下に、羊飼いや農耕に従事し、定住するようになったという。

ニヴフ人は、漁業（アザラシなどの海獣猟）に従事する独立の民族で、もとギリヤークと呼ばれていた（ロシア人のつけた名称だという）。アムール川下流とサハリンのタライカ湾に住んでおり、その居住地域の南端でアイヌ人と隣接していたほか、ツングース系民族とも接触していたといわれている。

(4) ウィルタ人を初めツングース系民族やニヴフ人と、アイヌ人、日本人との間には、長い交流の歴史があつたと見られる。そのひとつが、いわゆる山丹（山靼とも）貿易である。アムール河下流に住む人々を、一七世紀ごろ當時、山丹人と称した。彼らはカラフトに船でやってきて、中国東北地方などで得た錦や錦織物、玉、錢などをカラフトおよび北海道（主として宗谷）のアイヌ人があつた日本製品や毛皮（カワウソ、キツネ、テンなど）などを交換した。交易はアイヌ側にしだいに不利に傾き、やがて負債を重ねて「奴隸」とされる場合も出てきた。以上を、山丹貿易というが、山丹人はニヴフ人あるいはツングース系民族、またはその双方であったと思われる。以上、奥山亮『補稿アイヌ衰亡史』みやま書房、一九七九年、三五〇三七、一二〇～三ページなどによる）。

なお、一九三〇～四五五年のあいだには、樺太厅の設置したニヴフ人その他「土着民子弟」のための教育機関があり、日本語などを強要していた。また、一九三三～四年、日本司法省当局は、日本領域内のアイヌ人・ウィルタ人・ニヴフ人など北方諸民族の動向を全面的、統一的に把握しようとして、『北方土民族の法律思想及慣習』（司法研究）一七一七、一九三三年刊）『アイヌの犯罪に就て』（一九三四四年刊）などを刊行した（後掲海保『日本北方史の論理』二八八、二八二ページによる）。これらから逆に、ウィルタ人、ニヴフ人などが天皇帝國に取りこまれていたことが分る。時期など詳細はよく分っていないが、その一部については、のちに多少言及する。

なお、アイヌ関係の文献は少なくないが、幕藩制国家以前についてはとくに、新谷行『増補 アイヌ民族抵抗史』（三一書房、一九七七年）が、また江戸時代については海保嶽夫『日本北方史の論理』（雄山閣、一九七四年）、『幕藩制國家と北海道』（三一書房、一九七八年）が群をぬいて参考となる。近代になつてはとくに良いというものがなく、谷川健一編『近代民衆の記録、アイヌ』（新人物往来社、一九七二年）が、一定資料を集めていて使えるという程度である。

(5) 多少とも厳密な意味で「沖縄民族」とか「異民族」という用語を使えば問題があるだろうが、日本本土の沖縄人（総称としての）を△在日▽と呼ぶことにはほとんど異論は生じないであろう。その程度の異質性は何人も否定する。

ることができない、と思われるからである。一例として、一九七八年結成された沖縄研究会を挙げておこう。彼らは、「沖縄の自立解放」とともに「在日沖縄人の生活と権利を守る」ということを目標に掲げ、「沖青同以来の在日沖縄青年運動の成果」を受けつぐ、としている。沖縄研究会「ヤマト世から沖縄世を展望する」(『リュウキュウネシア』第二号、一九八三年七月) 参照。なお、同雑誌上において、琉球弧出身者をリュウキュウネシアンと呼ぶ、という言い方も提案されている——後述三)を参照せよ。

なお、人口数は一九二〇年代後半のもので、安仁屋政昭執筆の「出稼ぎ」(『沖縄県史』別巻II 沖縄近代史辞典、一九七七年)によった。

ちなみに、一九二六年現在の日本の総人口は、六、〇二一万名である(矢木明夫『生活経済史——大正昭和篇——』評論社、一九七八年、二〇五~六ページ)。

(6) とりあえず、内務省警保局保安課「大正一四年中ニ於ケル在留朝鮮人ノ状況」一九二五年一二月(朴慶植『在日朝鮮人関係資料集成』第一巻、三一書房、一九七五年、一五四~六ページ) 参照。

(7) 高山族というのは、第二次大戦後中国によつて名づけられた概称であつて、人種的にはマレー系インドネシア種に属するといわれている、半農半獵の、漢化されず山地に住む台灣原住民族のことである。人類学者によれば、アタヤル、サイシャット、ツォウ、ブヌン、ルカイ、パイワン、パンツア(またはアミ)、ピューマ(またはプユマ)、ヤミの九系統に分たれるとされ、相互の異質性はなお相当であるといふ。一八九四年日本による植民地化當時、人口数は約一〇万と推定されている。なお、台湾に一七世紀初めから移住してきた漢族とは、はじめ福建省南部から來、ついで広東省北部の客家人も移り住むようになった。以上、戴国輝「霧社峰起事件の概要と研究の今日的意味」同編著『台灣霧社峰起事件——研究と資料——』(社会思想社、一九八一年、一三~四ページ)ならびに若林丈夫『台灣抗日運動史研究』四六ページ、などによつた。

(8) 金巻鎮雄『増補中國人強制連行事件——東川事業場の記録』(みやま書房、一九七六年、二~二四ページ) 参照。翌一九四三年四月から一月までに約一、四〇〇名の「試験移入」を経て、一九四四年二月二八日次官会議決

定をもつて「本格移入」に踏みきり、四五年五月までに約三万八、〇〇〇名を強制連行し、強制労働させた。

(9) たとえば山丹貿易のことなどを想起せよ。さきの註(4)を参照。

## 二 「近代日本」のなかのアイヌ民族

(10) 前掲海保『北方史』二七八~八八ページ。同部分は付章で、もともとの発表は一九七四年である。

(11) 前掲海保『北方史』のほか、同『北海道の『開拓』と經營』(岩波講座『日本歴史』一六II 近代三、一九七六年)、前掲新谷『アイヌ民族抵抗史』などによつた。

(12) 北海道庁嘱託河野常吉編『北海道旧土人』(一九一一年。復刻版、北海道出版企画センター、一九八〇年刊)二八~三〇ページ。ただし、同書によれば「稀ニ」商業・旅人宿・酒造業を営むものがあり、その結果「偶々」漁業・農業・牧畜・商業・酒造業などにおいて資産を一定持つ者もいたが「甚少数」という。

なお、漁業は許可制のため、狩猟は獸類の減少(理由はかならずしも明確ではないが本州人の乱獲も一因といふ)により、昔ながらの活計の道はきわめて振わなかつた、とされている。

(13) 海保前掲論文のほかに、桑原真人『近代北海道史研究序説』(北海道大学図書刊行会、一九八二年)をも参照した。

(14) 前掲海保論文二〇一ページ所引の北海道府編『旧土人に関する調査』(一九一九年)と北海道府編『旧土人に関する調査』(一九二三年)の双方による。一部相違が見られるが、いずれも一九一六年の調査にかかるものと見られる。

(15) 北海道府学務部社会課『北海道旧土人概況』(一九二六年)

- (16) 北海道庁学務部社会課『土人概要』(一九二九年)  
 (17) 北海道庁『北海道旧土人概況』(一九三三年九月)  
 (18) 北海道庁学務部社会課『北海道旧土人概況』(一九三六年)  
 (19) 海保前掲論文所引の北海道編『北海道旧土人集落地区の概況』(一九六一年)による。

(20) 『東京部落解放研究』七号(一九七六年一月)に、同調査書抜萃が載っている。それによれば、居住地域は都内・都下のほか全域にわたっており、青壯年層で単身と母子の世帯が多く、少数を除きすべて一九五五年以降に上京している。四・五・六畳の民間借家(ふろなし)に住み、義務教育終了のみが六〇%を越えている(同未修了者も一〇%)。アイヌの伝統文化を実際に知っているひとは約半数だが、大部分がその保存は必要だと考えていて、九〇%以上が民族文化を学ぶ場所が欲しいと思っている。アイヌに関連した観光や宣伝については、大部分がひじょうに苦々しく思っているという。

(21) 旗手勲「日本資本主義と北海道開拓」(岩波講座『日本歴史』近代三、一九六二年刊)。

(22) 奥山亮『北海道史概説』(みやま書房、一九五八年)、一九二一、一九七二

(23) 奥山前掲書二〇〇~五、二二〇~一ページ。なお、後述のように一九三五年調査では漁夫は労働者として分類されている。またひどい増加を示しているが、理由は不明である。実際の増大を示すといふよりも、職種に分けたさ

(24) 註(18)と同一資料で、『北海道旧土人概況』(一九三六年)。

(25) 奥山前掲書二二四ページ所引。また、吉田英雄『日稼哀話』(平凡社、一九三〇年)は、北海道における主な土木工事として、鉄道、道路、灌漑、軌道、河川、護岸、土地改良、水力発電、排水、築港、石灰石採取、砂利採取、埋立、架橋、溜池、炭山、土工などがある、としている(同一七一ページ)。

日本帝国主義と在日諸民族

(26) 『実録 土工・玉吉』(太平出版社、一九七四年)の「編者まえがき」から(同一七ページ)。

(27) 奥山前掲書一一五~一二二ページ。

(28) 桑原前掲書一一三ページ。なお第四章全体が在朝鮮人の分析に当てられている。

### 三 天皇帝國下の琉球弧

(29) 島尾敏雄「ヤボネシアと琉球弧」(初出『海』一九七〇年七月号。『青海』一九七四年一月号に転載)。なお、島尾と色川大吉の対談「琉球弧の喚起力——日本文化に占める南島の位置」(『新沖縄文学』四一号、一九七九年五月)も参照。

(30) 新崎盛暉執筆の「はじめに」(『琉球弧の住民運動』三一書房、一九八一年。CTS闘争を拡げる会編、一一~二三ページ)。新崎「奄美・沖縄・琉球弧——現代史からの視角」(前掲『新沖縄文学』九四~五ページ)。

(31) 奄美諸島沖永良部島出身の一色次郎は言っている。「少年時代を鹿児島市の小学校ですごしたが、ジキ人ジキ人とまことにさかんなものであった。睡を吐きかける、臭い臭いと突きとばす。物かげへ連れこんでかわるがわる段る。とても学校にいらされたものではない。……奄美人だから軽蔑されたのではない。琉球人でもおなじことである。……」と(前掲『新沖縄文学』七四ページ)。

(32) 与那正文「琉球弧ルネサンス序説」(『リュウキュウネシア』一号、一九八二年五月)二五ページ。

(33) シュタは元の地方役人層で、しばしば高利貸を営んだ。ヤンチュは、極端に劣悪な生活環境の下におかれ、一種の財産と見なされて転売されることも多かった。ヤンチュの子供をヒダといい、これはその被拘束性—財産視がいつもそう強い。

(34) 以上は、松田清『奄美社会運動史』(JCA出版、一九七九年)、同「近代奄美的社会運動」(前掲『新沖縄文学』)のほか、『沖縄大百科事典』の「奄

「美諸島」以下奄美関係事項の記事に拠った。

(35) 「座談会、沖縄にとって移民とは何か」(『新沖縄文学』四五号、一九八〇年六月)のとくに一五〇～二〇ページの西原文雄と小松勝の発言を参照。

(36) 安仁屋政昭「移民と出稼ぎ——その背景」(沖縄歴史研究会編『増補改訂版 近代沖縄の歴史と民衆』一九七七年、至言社、一四六ページ)。

(37) 同前、一四八ページ。

(38) 関西沖縄県人会発行『同胞』五号(一九二四年一二月)による(同前、一四九ページ)。

(39) 新里恵二、田港朝昭、金城正篤『沖縄県の歴史』(山川出版社、一九七二年)二〇六ページ。この項目の執筆者は田港。ただし、依拠資料は示されていない。

(40) 『沖縄県史』(一九七四年)第七巻移民、第四章「県外出稼ぎと県内移住」(執筆者、安仁屋政昭)四三二ページ。

(41) 前掲『同胞』八号(一九二五年五月)(前掲『近代沖縄の歴史と民衆』一五〇ページ所引)。

(42) 『同胞』六号(同前一四九～五〇ページ所引)。

(43) 前掲『近代沖縄の歴史と民衆』一五一ページ。

(44) 前掲『沖縄県史』四三二～三ページ。ちなみに、その結果一九二七年九月末日現在、男子八三八 女子七、五六九の計八、四〇七人であったという。

(45) 前掲『沖縄県史』四三五～六ページ所引。ただし、何年のことを指しているのか、文意不明である。

(46) 同四三八ページ。典拠は昭和九年『沖縄県社会事業要覧』。

(47) 同四四二ページ。典拠は沖縄県庁調べとあるだけ。

(48) 同四二三ページなど。

(49) 『沖縄解放への道——沖縄青年同盟論文集』(一九七二年五月刊)二〇ページなど。

〔文理学部教授(日本史)一九八一～八四年度総合研究一  
(東アジアの近代化過程と文化交流に関する比較研究)研究員〕